

山口県新規就農者育成方針

令和4年5月10日

1 趣旨

新規就農者育成総合対策における経営発展支援事業（以下「経営発展事業」という。）の実施に当たって、山口県における新規就農者確保に向けた事項を明確にするため、本方針を作成する。

2 新規就農者の確保に向けた課題・目標

農業者の高齢化・減少が進む中、新規就農者の確保・育成に取り組んでいるが、将来にわたって持続可能な本県農業構造を構築するためには、新規就農者を継続的に確保・育成し、定着を促すことが極めて重要である。このため、就農相談から経営開始まで総合的な支援を行い、新規参入を促進する。

3 新規就農者に対するサポート体制・支援内容

(1) 就農相談・広報活動

(公財)やまぐち農林振興公社に就農相談に係る総合窓口を設置し、就業希望者への研修制度の紹介や就農ガイダンス等を実施するとともに、広く情報発信を行う。

(2) 就農前準備研修への支援

ア 作目基礎研修や担い手養成研修など、新規就農者の定着に向けた研修の実施

イ 就農準備資金

150万円/年、最長2年間の交付

ウ 研修生支援

・就農準備資金の支援対象外者で就農予定の市町の同意が得られた者が対象。150万円/年、最長2年間の交付

エ 指導農家支援

・研修生を受け入れた農家、法人に対する支援
6万円/月

(3) 新規就農者のフォローアップ支援

ア 経営開始資金

・経営開始1～3年目の150万円/年の定額交付

イ 定着支援給付金

・新規就業者を受入れた法人に対する5年間の支援
1～2年目：90万円、3～5年目：80万円（雇用就農資金とあわせた総額）

4 経営発展支援事業に係る要件と本県加算ポイントの設定

(1) 交付対象者候補の要件

就農時の年齢が49歳以下の認定新規就農者（新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者））

(2) 都道府県加算ポイント

市町が策定する産地パッケージ計画（新規就業者の受入れ支援計画及び産地拡大計画）に位置づけられた申請者に対し、都道府県加算ポイントを付与する。都道府県加算ポイントは、該当申請者の人数割りとする。なお、計算で生じた少数点以下の端数は切り捨てとする。